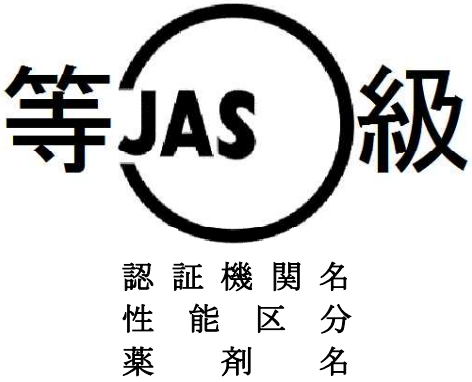
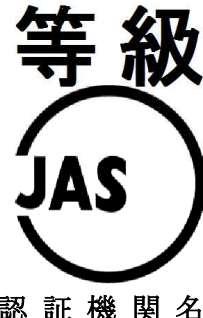
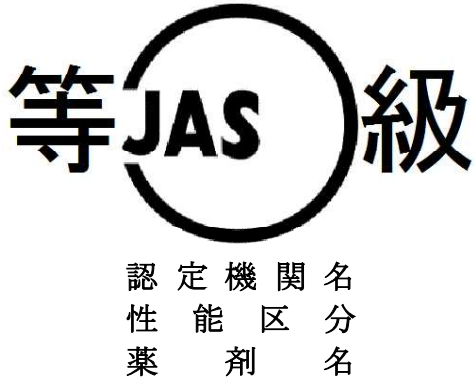
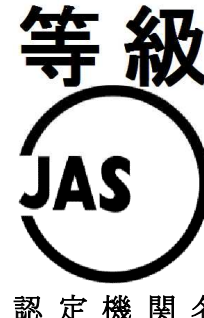


改 正 案	現 行
<p>1 様式 (1) 甲種枠組材</p>  <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(2) 乙種枠組材</p> 	<p>1 様式 (1) 甲種枠組材</p>  <p>ア 円の外径は、25mm以上とする。 イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。 ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。 エ 等級の文字の高さは、円の外径の1/5とする。 オ その他の文字の高さは、円の外径の1/5とする。 カ 性能区分及び薬剤名は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号）に規定する表示の方法により記載する。 キ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(2) 乙種枠組材</p> 

性能区分
薬剤名

ア～キ (略)

ク 認証機関名は、略称を記載することができる。

(3) MSR 枠組材



認証機関名

ア～ウ (略)

エ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(4) たて枠用たて継ぎ材

性能区分
薬剤名

ア 円の外径は、25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

エ 等級の文字の高さは、円の外径の2/5とする。

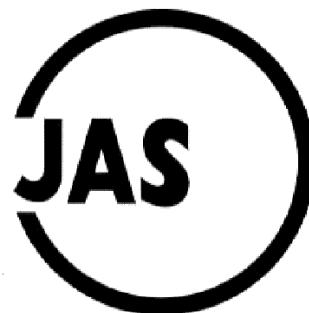
オ その他の文字の高さは、円の外径の1/5とする。

カ 等級を表わす文字は、コンストラクションにあつては「CONST」と、スタンダードにあつては「STAND」と、ユティリティにあつては「UTIL」とする。

キ 性能区分及び薬剤名は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定する表示の方法により記載する。

ク 認定機関名は、略称を記載することができる。

(3) MSR 枠組材



認定機関名

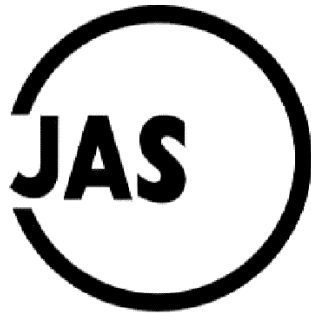
ア 円の外径は、25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

エ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(4) たて枠用たて継ぎ材

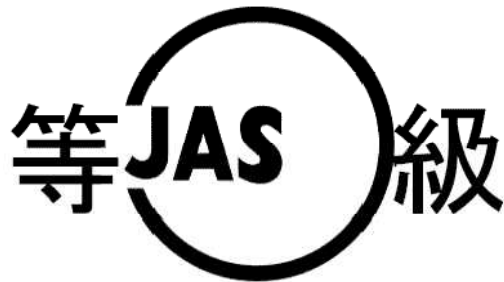


認 証 機 関 名

ア～ウ (略)

エ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(5) 甲種たて継ぎ材

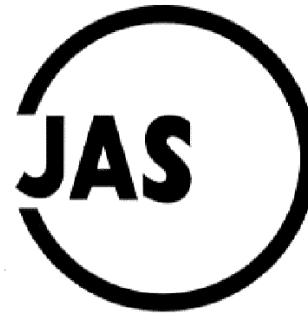


認 証 機 関 名

ア～エ (略)

オ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(6) 乙種たて継ぎ材



認 定 機 関 名

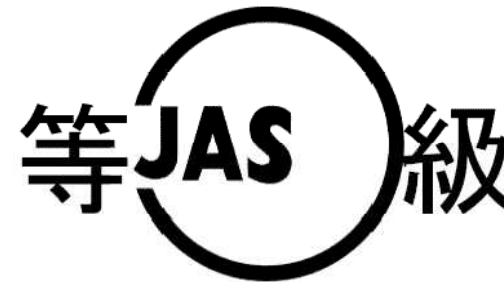
ア 円の外径は25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

エ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 甲種たて継ぎ材



認 定 機 関 名

ア 円の外径は25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

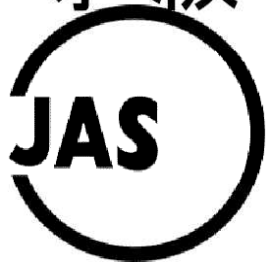
ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

エ 等級の文字の高さは、円の外径の2/5とする。

オ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(6) 乙種たて継ぎ材

等級

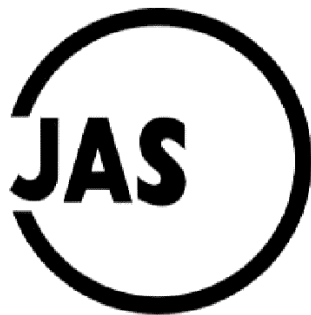


認証機関名

ア～オ (略)

カ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(7) MSRたて継ぎ材



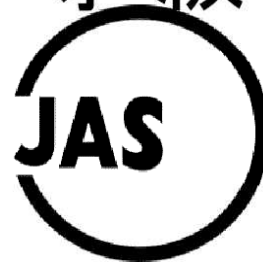
認証機関名

ア～ウ (略)

エ 認証機関名は、略称を記載することができる。

2 (略)

等級



認定機関名

ア 円の外径は25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

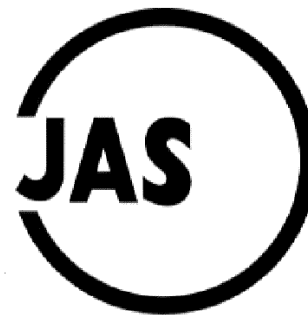
ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

エ 等級の文字の高さは、円の外径の2/5とする。

オ 等級を表わす文字は、コンストラクションにあつては「CONST」と、スタンダードにあつては「STAND」と、ユティリティにあつては「UTIL」とする。

カ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(7) MSRたて継ぎ材



認定機関名

ア 円の外径は、25mm以上とする。

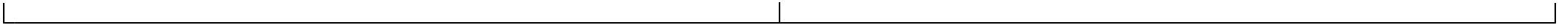
イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。

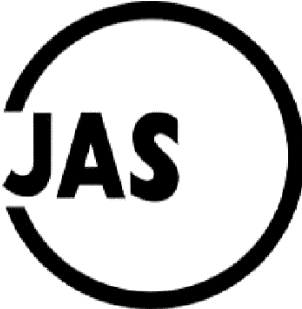
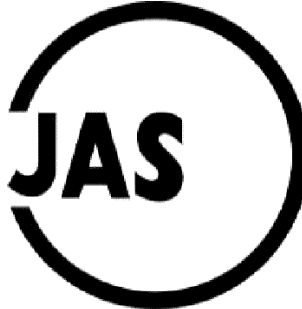
ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。

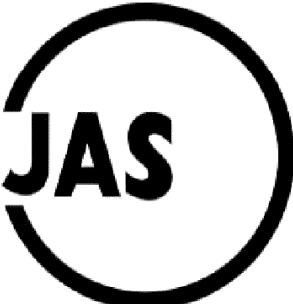
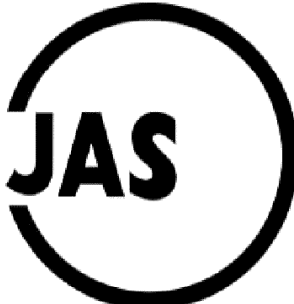
エ 認定機関名は、略称を記載することができる。

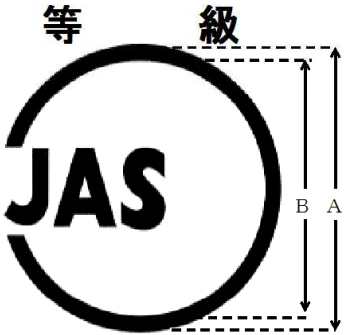
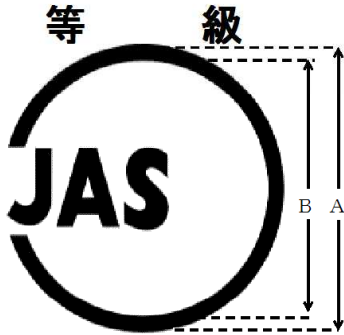
2 表示の方法

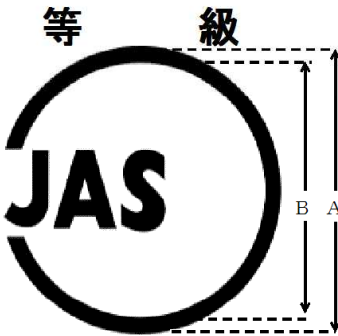
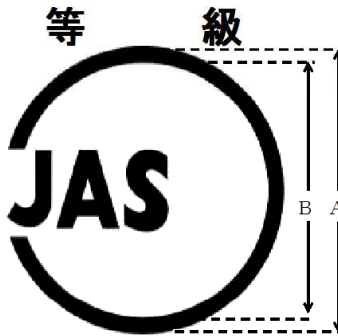
各本ごとに、材面の見やすい箇所に付すること。

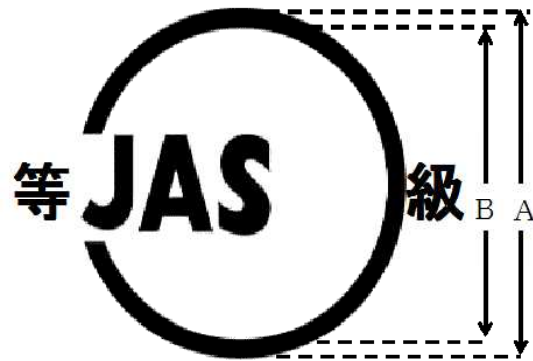


改 正 案	現 行
<p>フローリングの格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p>  <p>ア～エ （略）</p> <p>オ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>フローリングの格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p>  <p>ア 円の外径は、25mm以上とする。 イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。 ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。 エ その他の文字の高さは、円の外径の1/5とする。 オ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 各枚又は各こりごとに、材面の見やすい箇所に付すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>一般材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>（適用の範囲） 第1条 （略）</p> <p>（表示の様式） 第2条 （略）</p> <p>（表示の方法） 第3条 （略）</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="text-align: center;"> <p>等 級</p>  <p>認 証 機 関 名</p> </div> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p>	<p>一般材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>（適用の範囲） 第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、一般材（製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。以下同じ。）の格付の表示に適用する。</p> <p>（表示の様式） 第2条 表示の様式は、一般材の素材にあつては別記様式のとおりとする。</p> <p>（表示の方法） 第3条 表示の方法は、格付の都度、1個ごとに、見やすい箇所に付することとする。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="text-align: center;"> <p>等 級</p>  <p>認 定 機 関 名</p> </div> <p>(1) 円の直径は、23mmから37mmまでとする。</p> <p>(2) 等級については、素材の日本農林規格（平成19年8月21日農林水産省告示第1052号）に規定する表示の方法により記載する。</p> <p>(3) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>構造用パネルの格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p>  <p>認証機関名</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 <u>格付け</u>の都度、各枚又は各りごとに、見やすい箇所に<u>ちよう付</u>し又は押印するものとする。</p>	<p>構造用パネルの格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p>  <p>認定機関名</p> <p>(1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの9/10とする。 (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。 (3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。 (4) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法 <u>格付け</u>の都度、各枚又は各りごとに、見やすい箇所に<u>ちよう付</u>し又は押印するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 表示の様式</p> <p>1 造作用単板積層材</p>  <p>認証機関名</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 構造用単板積層材</p>	<p>単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 表示の様式</p> <p>1 造作用単板積層材</p>  <p>認定機関名</p> <p>(1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。</p> <p>(2) J A Sの文字の高さは、Aの3/10とする。</p> <p>(3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。</p> <p>(4) 等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。</p> <p>(5) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 構造用単板積層材</p>

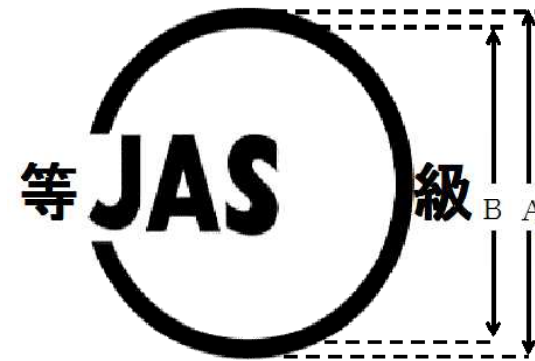


認 証 機 関 名

(1)～(4) (略)

(5) 認証機関名は、略称を記載することができる。

二 (略)



認 定 機 関 名

(1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。

(2) J A Sの文字の高さは、Aの3/10とする。

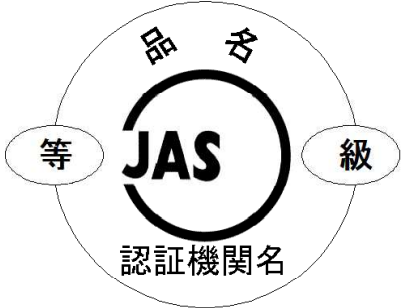
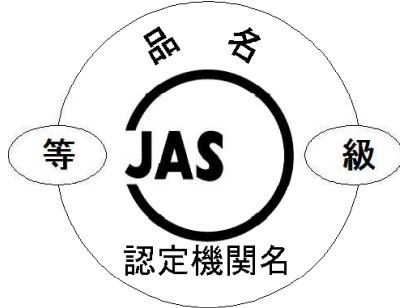
(3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。

(4) 等級は、特級、1級又は2級の別を記載する。ただし、B種構造用単板積層材にあっては、等級の表示を省略する。

(5) 認定機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所にちょう付し、又は押印するものとする。

改 正 案	現 行						
<p>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材</p>  <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>JAS</u>の文字の高さは、7mmとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 等級は、<u>1等</u>又は2等の別を記載する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材</p>  <p>(1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。</p> <p>(2) 内円の厚さは、1.5mmとする。</p> <p>(3) JASの文字の高さは、7mmとする。</p> <p>(4) 等級の円の長径は、12mmとし、短径は、8mmとする。</p> <p>(5) 等級を表す文字の高さは、5mmとする。</p> <p>(6) 等級は、<u>1等</u>又は2等の別を記載する。</p> <p>(7) 文字（等級を表す文字を除く。）及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、次の表に掲げる品目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる標準色とする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1054 1579 1254"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>標 準 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造作用集成材</td> <td>黄 色</td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用集成材</td> <td>緑 色</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(9) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。</p> <p>イ (2)から(5)までについては、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。</p> <p>ウ 印字は、黒色の単一色とする。</p>	品 名	標 準 色	造作用集成材	黄 色	化粧ばり造作用集成材	緑 色
品 名	標 準 色						
造作用集成材	黄 色						
化粧ばり造作用集成材	緑 色						

2 化粧ばり構造用集成柱



- (1)・(2) (略)
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) (略)
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (6) (略)

3 構造用集成材



- (1)・(2) (略)
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) (略)
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。

2 化粧ばり構造用集成柱



- (1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、ピンク色とする。
- (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
 - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。
 - イ (2)及び(3)については、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

3 構造用集成材



- (1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。

(6) (略)

二 (略)

(6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。

ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。

イ (2)及び(3)については、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。

ウ 印字は、黒色の単一色とする。

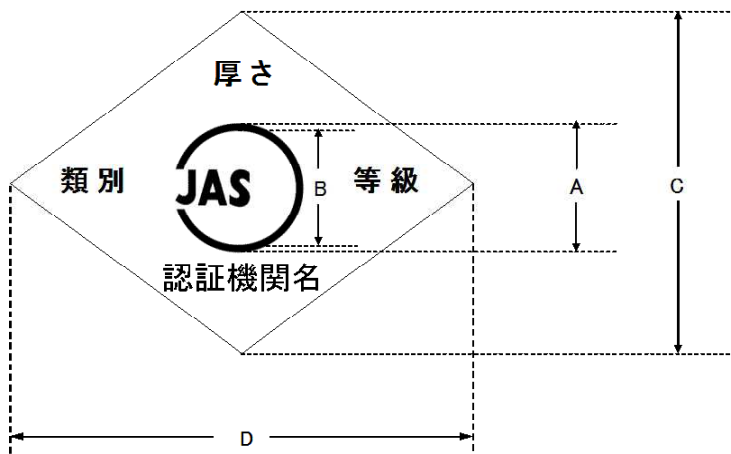
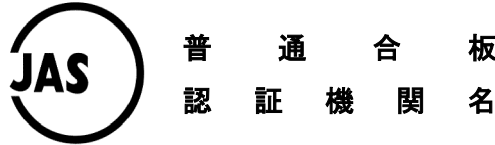
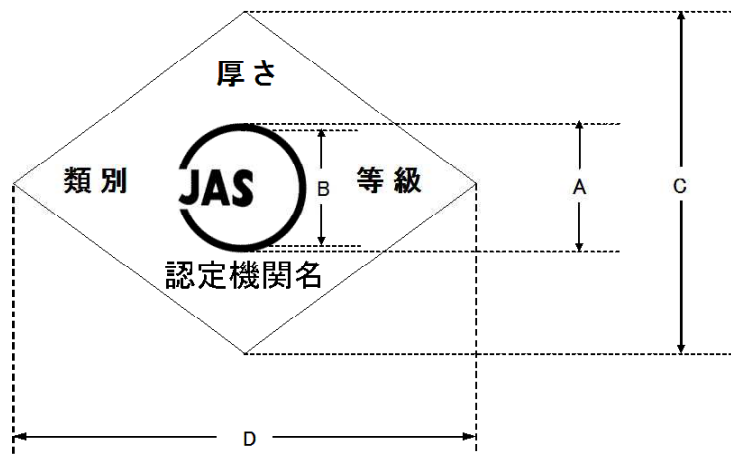
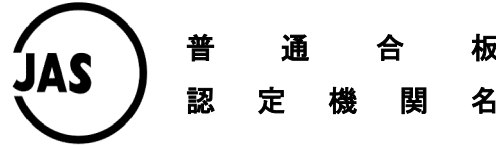
二 表示の方法

1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。

2 構造用集成材

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。

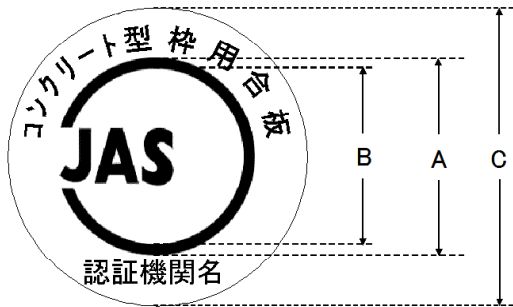
改 正 案	現 行
<p>合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>1 普通合板</p> <p>(1) 表面又は裏面に表示する場合</p>  <p>①～② (略)</p> <p>③ J A S の文字の高さは、Aの10分の3とし、<u>認証機関名</u>の文字の高さは、Aの50分の9とし、その他の文字の高さは、Aの15分の4とする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(2) 表裏面に(1)の表示が困難な場合</p>  <p>①～② (略)</p>	<p>合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>1 普通合板</p> <p>(1) 表面又は裏面に表示する場合</p>  <p>① Aは、15ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。</p> <p>② Cは、Aの2.6倍とし、Dは、Aの3.4倍とする。</p> <p>③ J A S の文字の高さは、Aの10分の3とし、<u>認定機関名</u>の文字の高さは、Aの50分の9とし、その他の文字の高さは、Aの15分の4とする。</p> <p>④ 外枠の線の太さは、Aの30分の1とする。</p> <p>⑤ 類別は、1類又は2類の別を記載する。</p> <p>⑥ 等級は、表面の品質の等級を記載する。</p> <p>⑦ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>(2) 表裏面に(1)の表示が困難な場合</p>  <p>① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。</p> <p>② J A S の文字の高さは、外径の10分の3とする。</p>

③ 認証機関名は、略称を記載することができる。

2 コンクリート型枠用合板

(1) 表面又は裏面に表示する場合

表面加工の方法



①～④ (略)

⑤ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(2) コンクリート型枠用として使用するために表裏面に塗装又はオーバーレイを施したもので(1)による表示が困難な場合



コンクリート型枠用合板
表面加工の方法 認証機関名

①～③ (略)

④ 認証機関名は、略称を記載することができる。

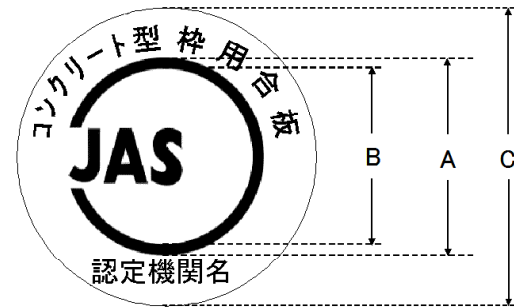
3 構造用合板

③ 認定機関名は、略称を記載することができる。

2 コンクリート型枠用合板

(1) 表面又は裏面に表示する場合

表面加工の方法



① Aは、34ミリメートル以上とし、BはAの10分の9とする。

② CはAの1.3倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。

③ J A Sの文字の高さは、Aの10分の3とする。

④ 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。

⑤ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(2) コンクリート型枠用として使用するために表裏面に塗装又はオーバーレイを施したもので(1)による表示が困難な場合



コンクリート型枠用合板
表面加工の方法 認定機関名

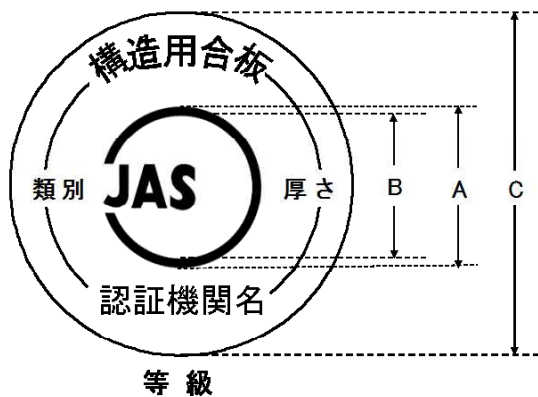
① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。

② J A Sの文字の高さは、外径の10分の3とする。

③ 表面加工の方法は、塗装又はオーバーレイの別を記載する。

④ 認定機関名は、略称を記載することができる。

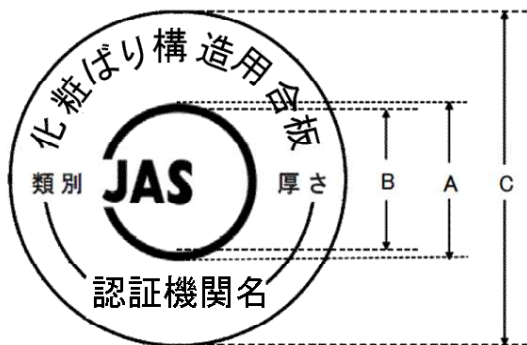
3 構造用合板



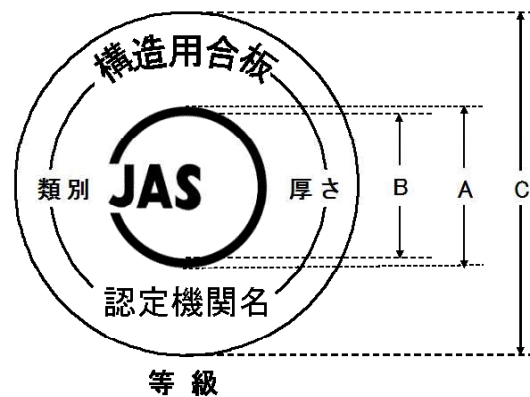
(1)～(6) (略)

(7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

4 化粧ばり構造用合板

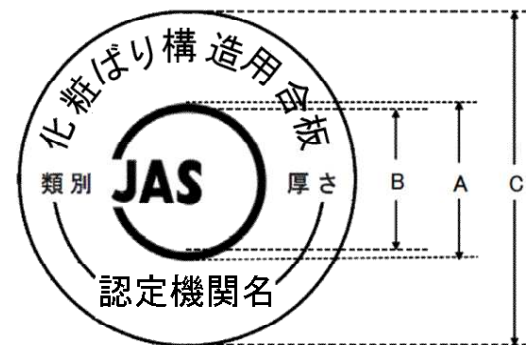


(1)～(5) (略)



- (1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 等級は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）第6条に規定する等級を記載する。
- (6) 厚さの単位は、ミリメートルとする。
- (7) 認定機関名は、略称を記載することができる。

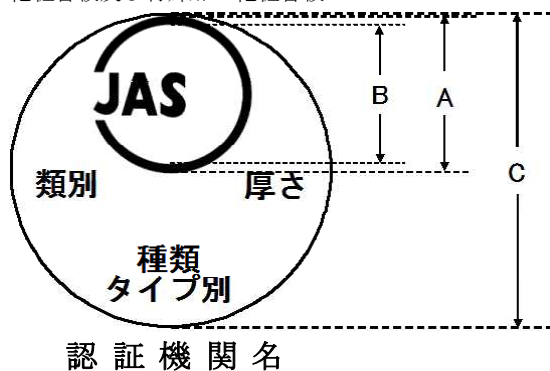
4 化粧ばり構造用合板



- (1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。

(6) 認証機関名は、略称を記載することができる。

5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板



(1)～(6) (略)

(7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

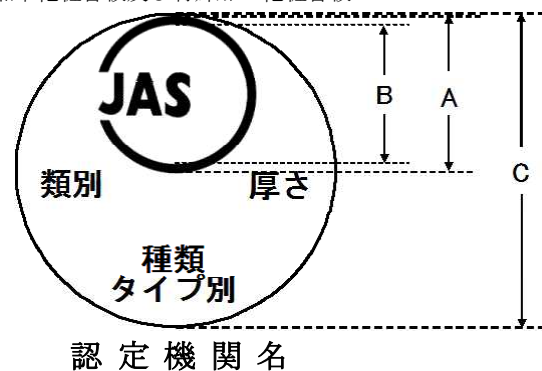
二 表示の方法

格付の都度、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあつては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印するものとする。

(5) 厚さの単位は、ミリメートルとする。

(6) 認定機関名は、略称を記載することができる。

5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板



(1) Aは15ミリメートル以上とし、BはAの15分の13とする。

(2) CはAの2倍とし、線の太さは(1)の2分の1とする。

(3) J A Sの文字の高さは、Aの15分の4とする。

(4) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。

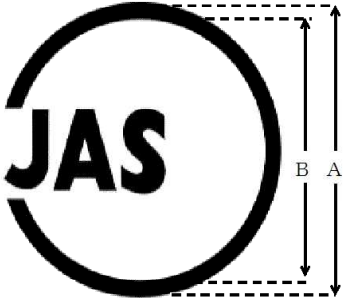
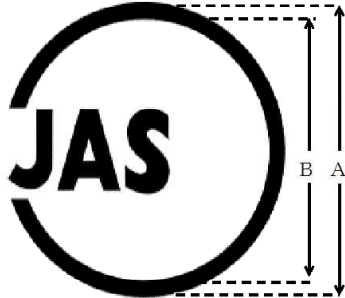
(5) 類別は、1類又は2類の別を記載する。

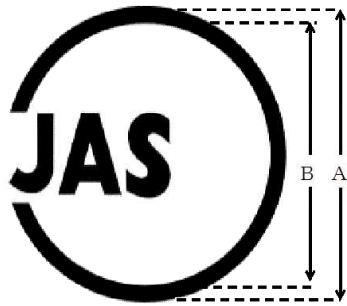
(6) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。

(7) 認定機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付のつど、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあつては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印するものとする。

改 正 案	現 行
<p>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材</p>  <p>認 証 機 関 名 等 級 性 能 区 分 薬 剤 名 ア～ウ （略）</p> <p>エ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。 オ （略）</p> <p>(2) 目視等級区分構造用製材</p>	<p>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材</p>  <p>認 定 機 関 名 等 級 性 能 区 分 薬 剤 名</p> <p>ア Aは30mm以上とし、BはAの9/10とする。 イ JASの文字の高さは、Aの3/10とする。 ウ 文字の高さは、Aの2/5以上とする。 エ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。 オ 等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）に規定する表示の方法により記載する。</p> <p>(2) 目視等級区分構造用製材</p>

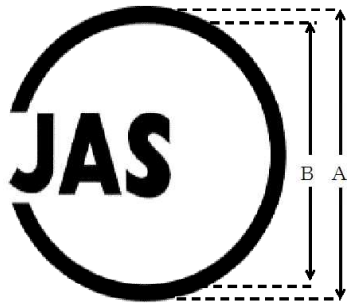


認 証 機 関 名
 構 造 材 の 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 剤 名

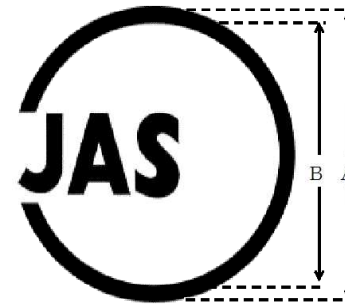
ア～エ (略)

オ 認 証 機 関 名 は、略 称 を 記 載 す る こ と が で き る。
 カ (略)

(3) 機 械 等 級 区 分 構 造 用 製 材



認 証 機 関 名
 等 級



認 定 機 関 名
 構 造 材 の 種 類
 等 級
 性 能 区 分
 薬 剤 名

ア Aは、30mm以上とし、BはAの9/10とする。

イ JASの文字の高さは、Aの3/10とする。

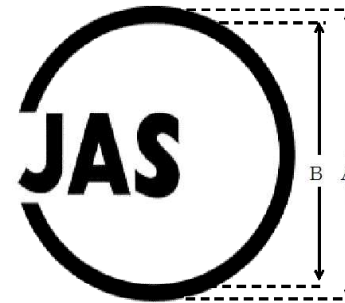
ウ 構造材の種類、等級の記号の高さは、Aの2/5以上とする。

エ その他の文字の高さは、Aの1/5以上とする。

オ 認 定 機 関 名 は、略 称 を 記 載 す る こ と が で き る。

カ 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格に規定する表示の方法により記載する。

(3) 機 械 等 級 区 分 構 造 用 製 材



認 定 機 関 名
 等 級

性能区分 薬剤名

ア～エ (略)

オ 認証機関名は、略称を記載することができる。

カ (略)

2 (略)

性能区分 薬剤名

ア Aは、30mm以上とし、BはAの9/10とする。

イ J A Sの文字の高さは、Aの3/10とする。

ウ 等級の文字の高さは、Aの2/5以上とする。

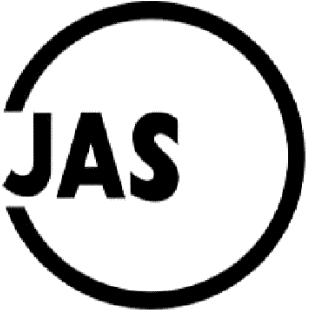
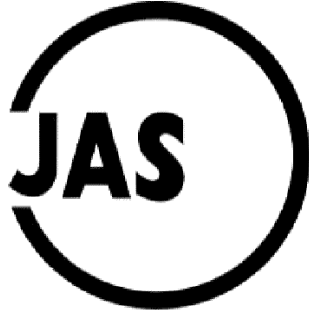
エ その他の文字の高さは、Aの1/5以上とする。

オ 認定機関名は、略称を記載することができる。

カ 等級、性能区分及び薬剤名は、製材の日本農林規格に規定する表示の方法により記載する。

2 表示の方法

格付の都度、各本、各枚又は各束ごとに、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付するものとする。

改 正 案	現 行
<p>直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 表示の様式</p>  <p>認 証 機 関 名</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ <u>JAS</u>の文字の高さは、円の外径の3/10とする。</p> <p>エ <u>認証機関名</u>の文字の高さは、円の外径の1/5とする。</p> <p>オ <u>認証機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 表示の様式</p>  <p>認 定 機 関 名</p> <p>ア 円の外径は、25mm以上とする。</p> <p>イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。</p> <p>ウ <u>JAS</u>の文字の高さは、円の外径の3/10とする。</p> <p>エ <u>認定機関名</u>の文字の高さは、円の外径の1/5とする。</p> <p>オ <u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。</p> <p>2 表示の方法</p> <p>格付の都度、各個ごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。</p>